

現 行	改正案	備 考
<p>第4条 (地区) この組合の地区は、全国とする。</p> <p>(組合員たる資格) 第6条 次に掲げる者は、この組合の組合員となることができる。(ただし書き以下省略)</p> <p>(1) 認可金融商品取引業協会に所属する第一種金融商品取引業を主たる事業とする法人(中略)及び本取引業と密接なる関係を有する法人又は団体で、東京都、神奈川県、埼玉県又は千葉県内に事業所を有する者</p> <p>(2) 前号の法人又は団体に勤務する者</p> <p>(3) 第1号に定める法人の事業所と取引のある投資者で、東京都、神奈川県、埼玉県又は千葉県内に住所又は居所を有する者。ただし、本号による組合員のうち、この組合から資金の貸付けを受けている者が、東京都、神奈川県、埼玉県又は千葉県内から転出した場合は、引き続き組合員資格を有するものとする。</p> <p>(4) 中央区内に住所又は居所を有する者</p> <p>(5) 中央区内において勤労に従事する者</p> <p>(6) 第1号に定める法人又は団体の役員及びこの組合の役員</p> <p>(7) 認可金融商品取引業協会の「株主コミュニティに関する規則」に定義された株主コミュニティ銘柄企業で東京都内に事業所を有するもの</p>	<p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>(1) 認可金融商品取引業協会に所属する第一種金融商品取引業を主たる事業とする法人(中略)及び本取引業と密接なる関係を有する法人又は団体で、東京都、神奈川県、埼玉県又は千葉県内に事業所を有する者 <u>又は組合員として東京都、神奈川県、埼玉県又は千葉県内に事業所を有していた者。</u></p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(6) (同左)</p> <p>(7) (同左)</p>	<p>平成30年7月の定款変更により、地区を、東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県一円から全国とした。</p> <p>(1) 平成30年7月の定款変更により、地区は全国となったが、組合員資格が容易に広がる懸念を払拭するため、組合員資格について詳細に定めた(東京都、神奈川県、埼玉県又は千葉県内に事業所を有する者)。 <u>第1号組合員(証券会社や関連法人等)について、一都三県内から事業所を撤退した場合でも、引き続き組合員資格を有し、取引が継続できるようにした。</u></p> <p>(2) 平成30年7月の定款変更により、地区が全国となったことから、転勤者(証券業界の従業員)への組合員資格付与が可能となり、個人ローン取引について、継続利用できるようにした。</p> <p>(3) 令和5年6月の定款変更により、証券会社の顧客である投資者について、当組合から貸付けを受けている者が、一都三県内から転出した場合も、引き続き組合員資格を有し、融資の継続が可能となるようにした。</p>